

# 国土交通省 宮崎河川国道事務所 都城国道だより

出張所だよりは宮崎河川国道事務所のHP (<http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/>)に掲載しております

平成27年3月  
宮崎河川国道事務所  
都城国道維持出張所  
第5号

都城国道維持出張所では国道10号の道路に異常がないかパトロールを行っています。

(管理区間=宮崎市高岡町下倉永~都城市平塚町(鹿児島県境)管理延長=53.9km)



道路の異状や損傷、障害物等の危険箇所を早期に発見し、道路を安全に利用できるよう道路パトロールを行います。

事例としては右の写真のようなものがあります。他にも路面に段差がないか、構造物が壊れていないか、歩道上に障害物がないか等を確認しています。

また、台風や大雨などの異常気象時には緊急出動し、道路に異常がないか確認しています。



道路にある穴ほこの補修を行います



道路に落ちている落下物等を回収します



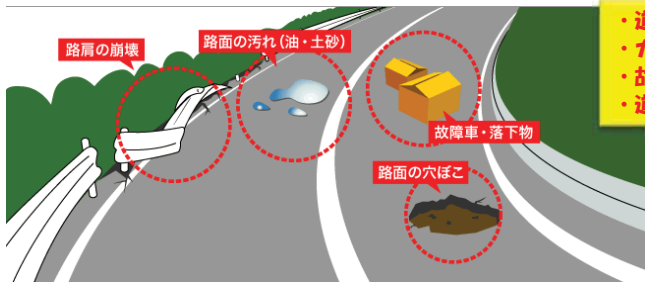
樹木が伸びて標識が見えにくいので伐採を行います

## 幹線道路の異状を発見したら！

緊急  
通報 #9910

道路緊急  
ダイヤル 24時間受付

道路の異状を見つけたら  
ご一報ください！



- ・道路に穴ぼこが空いている！
- ・ガードレールが壊れている！
- ・故障車・落下物がある！
- ・道路に土砂が出ている！・・・等々



安全な場所に停まって  
から通報して下さい。



宮崎河川国道事務所 Facebook はじめました。

<https://www.facebook.com/miyazaki.mlit.go.jp>

国土交通省の仕事を身近に感じていただけるようにFacebookを活用しての情報発信をはじめました。皆様の安全・安心を守り、地域を元気にする取り組みについて随時投稿していきます。多くの「いいね！」をいただけるよう、日々の情報発信に努めてまいりますので、ぜひご覧下さい。

## 都城国道維持出張所ではこのような工事を行っています。

### 除草



繁茂した草の除草を行っています。

### 植栽管理



植栽・樹木の管理を行っています。

### 路面清掃



道路の清掃を行っています。

### 路面補修



傷んだ道路を直しています。

### 崩落防止



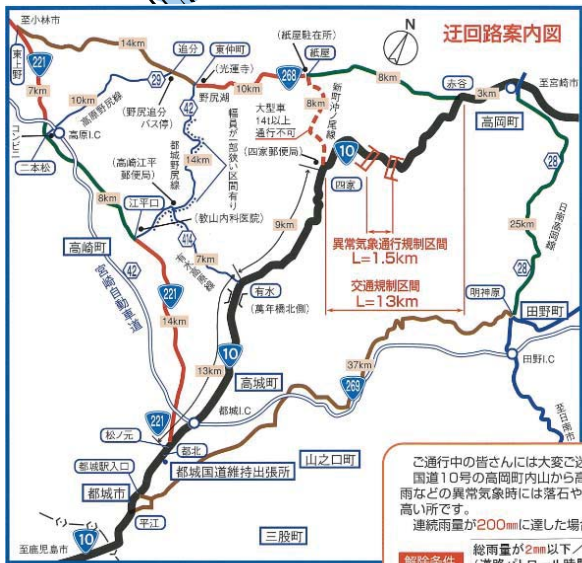
崩落防止のため法枠で固めています。

### 橋梁の補修



老朽化した橋梁の補修工事や地震対策の補強工事を行っています。

**都城国道維持出張所管内では異常気象時に  
事前通行規制を行う箇所があります。**



**異常気象時の  
通行止めに  
御協力下さい**



ご通行中の皆さんには大変ご迷惑をおかけしています。  
国道10号の高岡町内山から高城町本八重の1.5km間は大雨などの異常気象時には落石や土砂崩れの危険性の非常に高い所です。  
連続雨量が200mmに達した場合は通行止めとなります  
解除条件  
総雨量が2mm以下/時間、継続時間3時間(道路/トール時間を含む)を目途に、事前通行規制を解除する。

国道10号四家地区では連続雨量が200mmに達した場合宮崎市高岡町内山～都城  
市高城町本八重(1.5km)は落石、土砂崩れ等の恐れがあるため通行止めとなり  
ます。

**事前通行規制箇所の状況はインターネット  
でも情報提供しています。**

**PCアドレス**  
<http://www.miyazaki-bousai.jp/>

- 通行規制区間とは！？  
異常気象による通行規制区間を確認できます。
- 規制情報(パソコン・PDA用)  
通行規制の情報をリアルタイムに表示します。
- 規制情報(携帯電話用)  
通行規制の情報をリアルタイムに表示します。
- メール配信の登録はこちら  
通行規制の情報を電子メールでお知らせします。
- 宮崎のお天気情報  
日本気象協会発表の天気予報情報です。
- リアルタイム雨量レーダー  
国土交通省防災情報提供センターより

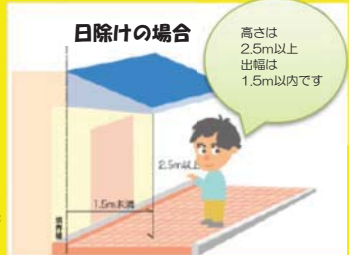
**携帯アドレス**  
<http://www.miyazaki-bousai.jp/mobile/>

四家地区の雨量を確認  
携帯電話でも雨量を確認  
携帯アドレス

規制箇所の雨量の他に通行規制区間のメール配信サービスの登録や宮崎県内の天気、  
雨雲の状況等の情報提供も行っていますので、是非ホームページをご覧ください。

**道路に看板・日除け等を出すには占用許可が必要です(有料)。**

自家用看板を道路にはみだして設置する場合等、道路に一定の施設を設置し継続して道路を使用することを「道路の占用」といいます。  
「道路の占用」には地上だけでなく、地下や上空に施設を設ける場合等も該当します。  
「道路の占用」をするためには、当該道路を管理している「道路管理者」の許可が必要です。



**許可が出るには条件等があります。  
国道10号に設置する場合は事前にご相談ください。**

**物件によっては許可できないものもあります。**

**立看板類**

- 置看板
- 立看板
- のぼり
- 案内看板

**はり紙、はり札等**

- 自動販売機
- はり紙
- 路上の販売

道路区域内の土地に設置されるお店の立看板、  
広告板、のぼり、その他これらに類するものは認められません。

電柱にぶらさげる広告物(看板)又は貼付  
したり立てかけたりすることは、**禁止されています。**

**道路上に商品や立看板、置看板等を置いていると通行の支障  
になります。**

お気軽にお電話ください ☎

- ご意見、ご質問
- 国道工事に関すること
- 管理施設の異常通報
- 国道利用に関する相談
- その他情報提供

【都城国道維持出張所】  
TEL : 0986-38-0068  
FAX : 0986-38-1867

宮崎河川国道事務所HP  
<http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/>